

「個人情報保護マネジメントシステム実施ハンドブック」簡易版 第10章

個人情報保護監査研究会

第10章 直接書面以外で取得する場合の措置

直接書面で取得する場合は、その利用目的を本人に書面で通知できますが、直接書面以外で取得する場合は、本人に通知し同意を得ることが困難なため、ホームページ等で利用目的を公表します。

10.1 直接書面以外で取得する場合とは

■「直接取得しない」場合の事例	
a) 受託	データ入力処理、データ出力（宛名、名刺、名簿印刷）、アンケート回収、教育研修、人事管理、顧客管理、福利・厚生サービス、健康診断
b) 提供を受ける	人材派遣、人材紹介
c) 共同利用	グループ企業の人事管理
d) 公表文書を利用	官報、市販名簿、卒業生名簿、町内会名簿、インターネット上の公開情報
■「書面で取得しない」場合の事例	
e) 口頭	店頭販売、クリーニング店
f) 電話	通信販売、デリバリーサービス
g) 電話録音	ヘルプデスク
h) 監視カメラ	来訪者、従業員、無人となったオフィスの監視など
I) モニタリング	アクセスログ

10.2 受託業務で個人情報を取得する場合

受託業務の事業者は、委託元が適切に取得されたものかどうかを確認する必要があります。その確認方法としては、例えば下記の手段があります。

受託する個人情報が適正に取得されたことの確認方法の事例	
・	委託元の、契約書、ホームページの通知文書等で、同意を得たことを確認する。
・	委託元との委託契約条項で、適正に取得したもののみを取得することを約している。
・	委託元が適切な PMS を運用していることを、P マーク取得事業者かどうかで確認する。
・	委託元に、口頭でどんな手段で取得しているのかを聞き、問題ないと判断する。

事業者としては、委託元に確認できないこともあります。無理のない範囲で調査してください。

10.3 第三者提供で個人情報を取得する場合

第三者提供で取得する個人情報についても、適正に取得されているかどうかを確認します。もし、適正に取得されているかどうか不明な場合は、その個人情報を利用する際に、改めて本人に対し利用目的等を通知し、同意を得る必要があります。

10.4 共同利用で個人情報を取得する場合

共同利用とは、2社以上の事業者が、あらかじめ利用目的などの取扱いを定め、本人に通知し同意を得て取得する措置のことです。本人の同意が確認できない場合は、ホームページに利用目的を公表することで、個人情報を共同利用することができます。

次回は、「第11章 利用に関する措置」をご紹介します。 > [目次へ](#)

個人情報保護監査研究会 <http://www.saaj.or.jp/shibu/kojin.html>

以上